

**暫定使用薬品**

2016.4.1

薬品名	会社名
なし	

※ 診療報酬改定に伴う諸問題について

- ① 湿布薬が、合計70枚を超える時には疑義紹介をしてください。  
また、複数科にわたり重複しているときも疑義紹介をお願いします。  
  
一方、70枚を超えて処方するときには、薬剤コメントとしてその理由を記入します。
- ② 湿布薬の用法で、何日分に相当するか記載がない場合は、疑義紹介をしてください。
- ③ 残薬に伴う日数調整のための文言を備考欄に設けました。
- ④ 分割調剤の文言は、備考欄に印刷されます。
- ⑤ 4/1以降に、随時配信することがあるかもしれませんので、頻回にホームページをご確認ください。